

第4章 災害復旧計画

第1節 基本方針

応急復旧の実施にあたっては、地域住民の生活手段の確保を最優先とし、社会秩序の維持及び社会活動の早期回復を図るため迅速かつ適切な対策を講じるものとする。

復旧対策の実施にあたっては、被災の状況を十分検討し、単なる被災施設等の原形復旧に止まらず、将来の災害に備えるため、必要な施設の新設及び改良等の措置を講じる等、適切な復旧対策を実施するものとする。また、被災者等の復旧に対する援助等の措置にあたっては、関係機関等は相互に緊密なる連絡をとり、迅速に被害状況等を把握し、適切かつ公平な対策を実施するものである。

第2節 公共施設等災害復旧計画

1 実施責任者

幕別町長、指定地方行政機関の長、その他の執行機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

2 災害復旧事業計画の概要

公共施設の災害復旧事業計画は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - イ 道路公共土木施設災害復旧事業計画
 - ウ 砂防設備災害復旧事業計画
 - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - オ 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - キ 下水道災害復旧事業計画
 - ク 公園災害復旧事業計画
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
- (3) 都市施設災害復旧事業計画
- (4) 上水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画

(9) 社会教育施設災害復旧事業計画

(10) その他の災害復旧事業計画

3 災害復旧予算措置

災害復旧事業、その他災害関係事業に要する費用は、別の法律に定めるところによる予算の範囲内において、国及び道がその全部または一部を負担し、または補助する。

4 激甚災害に係る財政援助措置

著しく激甚である災害が発生した場合には、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定を受けるように措置して、公共施設の災害復旧事業が円滑に行われるように努める。

第3節 災害応急金融計画

地震・津波災害は、各種の被害が広範囲にわたり、瞬間的に発生するところに特殊性があり、公共施設以外に及ぶ災害の規模も激甚かつ深刻である。

このため、町及び防災関係機関は協力して、民生の安定を確保し、早急な復興援助の措置を講ずるための対策は、本計画に定める。

1 実施計画

災害時の応急的な金融計画は次のとおりとする。なお、各種対策に伴う支援制度については、「資料編 第4章 災害援護」による。

(1) 一般住宅復興資金の確保

道は、住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住家の被害を復旧するための資金の確保を援助する。また、町は道と協調して融資に対する利子補給等の措置を講ずる。

(2) 中小企業等金融対策

道は、災害貸付を適用し、信用保証協会、取扱金融機関と連携、協調のもと、被災中小企業者等に対する金融支援を実施する。

(3) 農林水産業等金融対策

道は、天災資金の融資枠を確保し、町と協調して融資に対する利子補給措置を講じるとともに、日本政策金融公庫等に協力を求め、災害資金の融資枠を確保する。

(4) 福祉関係資金の貸付等

道は、町と緊密な連絡のもとに、災害援護資金、生活福祉資金、母子及び寡婦福祉資金の貸付を積極的に実施する。

(5) 被災者生活再建支援金

道は、町と緊密な連絡のもとに、被災者生活再建支援法に基づく被災世帯に対する支援金の迅速な支給を図る。

ア リ災証明書

町は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期にリ災証明書の交付体制を確立し、被災者にリ災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際は、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真を活用するなど、住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

イ 被災者台帳

町は、被災者の被害の程度や援護の実施記録等を一元的に整理した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

なお、当該台帳作成に必要な範囲で、被災者に関する個人情報等を内部で活用できることとする。

また、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組)の実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ること

ができる環境の整備に努めるものとする。

2 財政政策

- (1) 指定地方行政機関、金融機関等は、道及び町が実施する公共施設の復旧並びに一般住宅及び中小企業等復旧対策に要する財政資金の確保に対し、積極的に協力するものとする。
- (2) 道、町、防災関係機関及び金融機関等は、協力して災害復旧に関する相談窓口を開設し、被災者の復興活動を援助するものとする。

3 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、道及び町は、その制度の普及促進にも努めるものとする。